

# 高齢者虐待防止指針

江戸川病院訪問看護ステーション・マックスライフ

## 1. 基本方針

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

江戸川病院訪問看護ステーション・マックスライフ（以下「事業所」という）は、利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見に徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。また、この通報をした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行わない。

## 2. 虐待の定義

（１）「高齢者」とは65歳以上の者と定義される。

（２）高齢者虐待は、①養護者による高齢者虐待②介護施設従事者等による高齢者虐待の2つに区分される。

## 3. 虐待の種類

（１）身体的虐待

暴力による危害を加える行為、もしくは危害を与えかねない扱いをすること。

（２）心理社会的、心理学的虐待

激しい暴言、著しく拒否的な対応、または不当な差別的言動その他、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（３）経済的虐待

お金や財産の悪用が含まれる。これは、高齢者の要望、利益、ニーズに反する目的で財産を使用すること、または、詐欺が含まれる。

（４）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者を通してわいせつな行為をさせること。

（５）ネグレクト（介護・世話の放棄・放任）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

## 4. 職員の虐待行為

介護施設職員等の虐待行為とは以下の事態を指す。

（１） 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（２） 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（３） 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４） 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者を通してわいせつな行為をさせること。

（５） 高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

**5. 管理者の責務** 管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。管理者は当施設において虐待の疑いがある事を知った時には直ちに市町村に通報・報告する。また、職員は虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには速やかに管理者及び市町村に報告する責務を有する。

**6. 職員の責務** 職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを管理者に通報・報告する。ここでいう「と思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

## 7. 虐待防止委員会の設置

- (1) 管理者は、施設内における虐待防止を図る為、虐待防止委員会を設置しなければならない。
- (2) 虐待防止委員会は年2回又はその必要があるときに随時開催しなければならない。
- (3) 虐待防止委員会の委員長は当事業所の管理者とする。委員は当事業所副係長・当事業所居宅介護支援事業所の管理者とする。
- (4) 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- (5) 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

## 8. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等(適切な知識の普及・啓発)と併せ、事業所における虐待防止を図るものとする。
- (2) 研修の開催は年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- (3) 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、保存する。
- (4) その他の取り組み
  - ①虐待に繋がりにかねない不適切なケアの発見・改善
  - ②職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
  - ③本指針の定期的な見直しと周知

## 9. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに区に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案は、区及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 10. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等からの虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合、関係機関に報告し、速やかに解決につなげるように努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止委員会に報告し、速やかに解決につなげるように努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

**1 1. 成年後見制度等の活用** 経済的虐待などの場合、介護サービスの提供などによる福祉的なアプローチのみでは不十分である。地域包括支援センターと連携し、法的支援の検討を行い、高齢者の権利擁護の仕組みとして福祉サービス利用援助事業や成年後見制度などを活用することで本人の財産を守ることができる。

### **1 2. 虐待等に係る苦情解決方法**

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付者は管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

### **1 3. 利用者等に対する指針の閲覧**

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所等に備え付ける。またホームページ等にも公表し、自由に閲覧できるようにする。

附則           この指針は、 2021年10月1日から施行する

附則           この指針は、 2024年4月1日から施行する